

第2期鶴岡市スポーツ推進計画（案）

いのち
～生命いきいきスポーツのまち鶴岡の創造～

【令和6年度（2024年度）～令和10年度（2028年度）】



令和6年3月

鶴岡市教育委員会



目次

1	「第2期鶴岡市スポーツ推進計画」策定の趣旨	P 1
2	計画の位置付け	P 1
3	計画期間及び進捗管理	P 2
4	基本目標	P 3
5	計画推進に向けた連携・協働体制	P 3
6	基本方針・基本施策	P 4
	◇基本方針1 市民の健康につながる生涯スポーツの充実	P 5
	◇基本方針2 地域の活力となる競技スポーツの振興	P 6
	◇基本方針3 充実したスポーツ施設の管理運営	P 7
	◇基本方針4 地域に関わるスポーツ環境の充実	P 8
7	具体的な取組の基本方針・施策への対応	P 9
8	具体的な取組の内容	P 10
9	用語集 ※	P 20
10	計画策定の経過及び鶴岡市スポーツ推進審議会名簿	P 23

《表紙モデル》

ボリス・ニコライ選手(東京2020パラリンピックボッチャ競技ドイツ代表)

※本市とホストタウンのドイツボッチャ選手団は、東京2020パラリンピックの事前合宿として京田コミュニティ防災センターを会場に強化練習をした。(2021年8月)

1 「第2期鶴岡市スポーツ推進計画」策定の趣旨

「スポーツ基本法^{※1}」において、スポーツは、世界共通の人類の文化であり、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であるとしています。また、スポーツが、青少年の健全育成や地域の活力醸成、心身の健康の保持増進、我が国の国際的地位の向上といった多面にわたる役割を担うことも明示しています。

本市では、平成26年4月に、10年間を見通した「鶴岡市スポーツ推進計画」を策定し、「生命(いのち)いきいきスポーツのまち鶴岡の創造」を基本目標に掲げて、市民一人ひとりがスポーツに親しみ、健康でいきいきと、明るく元気に生活を送ることができるよう、幅広くスポーツ振興施策に取り組んできました。

この間にも、スポーツを取り巻く社会の情勢や環境は変化を続けており、スポーツに関する市民のニーズや価値観も多様化しています。

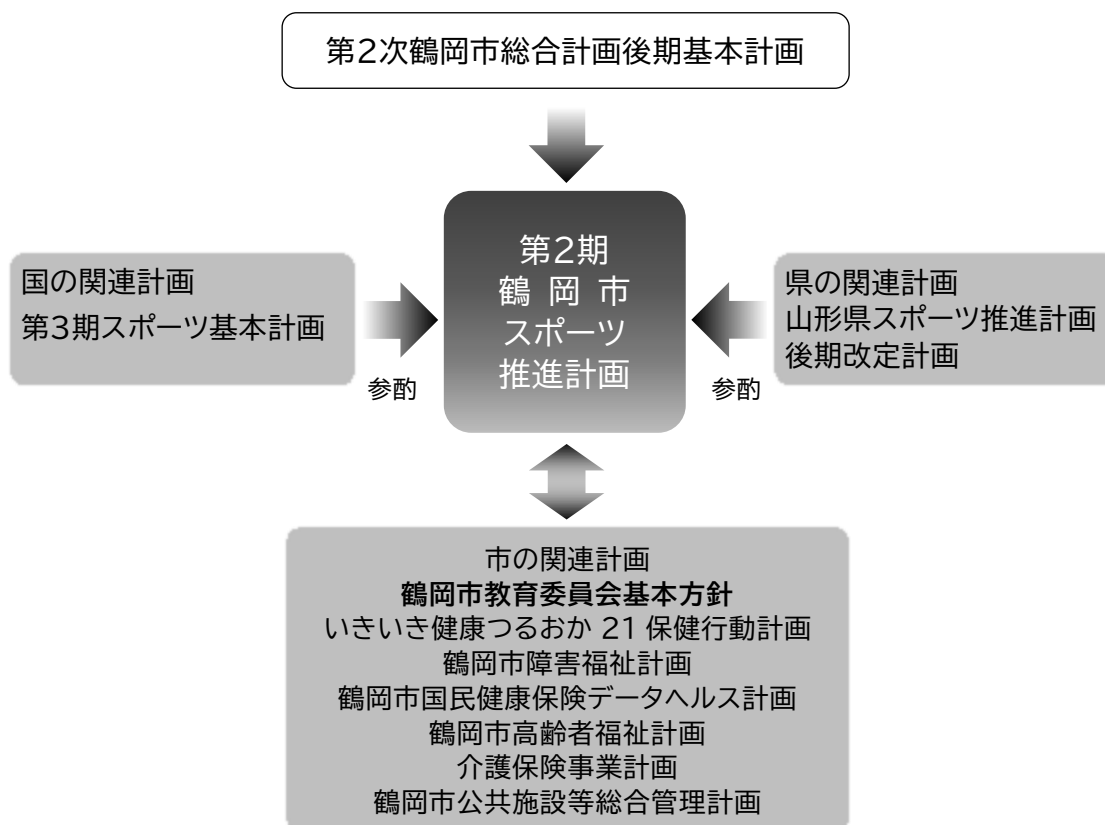
2021年(令和3年)には、コロナ禍で延期されていた東京2020オリンピック・パラリンピック^{※2}が開催されました。その延期の期間にもホストタウン^{※3}相手国との交流を模索しながら継続し、競技大会前の事前合宿を受け入れたことにより、市民との交流が広がりスポーツへの関心が高まる契機となりました。今後もあらゆる状況下でもスポーツ振興施策を展開していくとともに、一層、多くの市民がスポーツに親しむきっかけや条件を整えていく必要があります。

国においては、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的に策定した5年間の「第3期スポーツ基本計画^{※4}」を令和4年3月に策定し、スポーツそのものが有する価値を高めるための新たな指針を示しました。

これらのことを背景に、本市では、スポーツ施策をより一層効果的・効率的に推進していくことを目的として、第1期の「鶴岡市スポーツ推進計画」期間中の様々な動向を踏まえ、令和6年度から5年間の「第2期鶴岡市スポーツ推進計画」を策定しました。

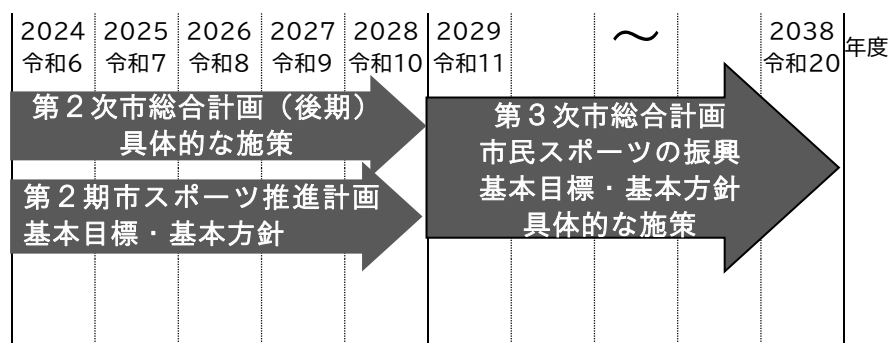
2 計画の位置付け

本計画は、スポーツ基本法第10条第1項に基づき、地方の実情に即した「地方スポーツ推進計画」として鶴岡市教育委員会が策定するものであり、国の「スポーツ基本計画」及び「山形県スポーツ推進計画」を参酌して、鶴岡市が目指す都市像を示す「鶴岡市総合計画」における「市民スポーツの振興」を着実に推進するための計画として位置付けています。



3 計画期間及び進捗管理

本計画の期間は、令和6年度（2024年度）から令和10年度（2028年度）までの5年間とします。計画期間中において、計画の目標の実現に向けて定期的に進捗状況等の確認を行い、必要に応じて施策を講じるとともに、PDCAサイクル^{※5}を導入し、着実かつ効果的な方策を次期計画の策定に反映することとします。令和11年度（2028年度）からは、第3期市総合計画のもとで市民スポーツの振興に取り組んでいきます。



4 基本目標

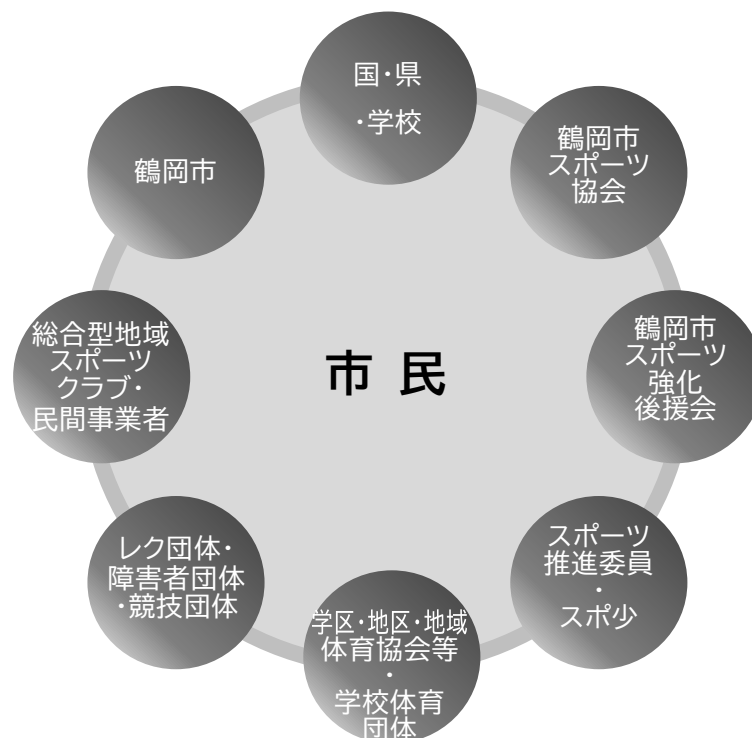
「生命(いのち)いきいきスポーツのまち鶴岡の創造」

本計画では、市民の誰もがそれぞれの体力や年齢、目的や志向に応じて、いつでも、どこでもスポーツやレクリエーションに親しみ、健康でいきいきと、明るく元気に生活を送り、心通い合う地域をつくり上げていくことを目指して、基本目標に「生命(いのち)いきいきスポーツのまち鶴岡の創造」を掲げます。

そのためには、より多くの市民がスポーツに親しむきっかけや環境を整えていく必要があります。スポーツを実際に「する人」だけではなく、高いレベルの競技大会やトップスポーツ※6の観戦等のスポーツを「みる人」、そして指導者やスポーツボランティア※7といった「ささえる人」にも着目し、市民が生涯にわたってスポーツに親しむことができる環境を整えます。

5 計画推進に向けた連携・協働体制

本計画推進に当たっては、市民のスポーツへの関心や理解のもと、国、県、学校、鶴岡市スポーツ協会、鶴岡市スポーツ強化後援会、スポーツ推進委員※8、スポーツ少年団※9、学区・地区・地域体育協会等、学校体育団体※10、レクリエーション団体、障害者団体、競技団体、総合型地域スポーツクラブ※11、民間事業者、その他多様な主体がそれぞれの役割を踏まえ、連携・協働して計画の実現を目指します。



6 基本方針・基本施策

第2次鶴岡市総合計画後期基本計画及び鶴岡市教育委員会基本方針・重点施策と連動した、第2期鶴岡市スポーツ推進計画策定において、4つの基本方針と基本施策を設定し、スポーツの推進に取り組みます。

基本方針1 市民の健康につながる生涯スポーツの充実

- 施策(1) 個人のライフスタイルに合わせたスポーツ活動への動機づけによるスポーツ実施率の向上
- 施策(2) 市民の誰もが気軽にスポーツに親しめるコミュニティとしての「場づくり」など機会の提供
- 施策(3) 楽しさ、喜び、自発性に基つき本質的な「スポーツそのものが有する価値」(Well-being^{※12})が高まるプログラムの提供

基本方針2 地域の活力となる競技スポーツの振興

- 施策(1) 地元選手の競技力向上、強化組織育成、指導者の資質向上、トップアスリート^{※13}育成の取組
- 施策(2) 本市出身トップアスリートの市内定着・回帰への環境づくり
- 施策(3) トップチームなどの大会・合宿誘致による地元アスリートの競技意識の高揚、東京2020オリンピック・パラリンピック[※]のレガシー(遺産)による交流の継続

基本方針3 充実したスポーツ施設の管理運営

- 施策(1) 旧鶴岡病院跡地を活用して人工芝グラウンドを整備し、共生社会^{※14}のもとでの多目的利用可能な環境づくりの取組
- 施策(2) 共生社会に向けた施設機能や利用者の安全確保を目指した既存スポーツ施設の修繕・改修
- 施策(3) 地域住民が利用しやすい学校体育施設を含めたスポーツ施設の有効な活用と老朽化した施設の再配置の検討

基本方針4 地域に関わるスポーツ環境の充実

- 施策(1) 市民が地域で主体的な活動ができる総合型地域スポーツクラブや地域体育協会などへの支援
- 施策(2) 子どもがスポーツを楽しめる環境としてのスポーツ少年団などへの支援
- 施策(3) 休日における中学校運動部活動地域移行の推進
- 施策(4) 地域の自然や文化に触れるスポーツツーリズム^{※15}による地域活性化や市民が主体的に参画するスポーツの環境づくり

【目標】

20歳以上のスポーツ実施率を週1回以上が70%（平成30年度53.7%）、週3回以上が35%（平成30年度21.9%）となることを目指します。

**(1) 個人のライフスタイルに合わせたスポーツ活動への動機づけによる
スポーツ実施率の向上**

- ・スポーツに親しむきっかけづくりの推進
- ・運動習慣の定着化に向けた市民参加型イベントの実施
- ・安全・安心にスポーツに取り組むための熱中症対策・感染症対策等の普及・啓発
- ・「つるおかスポーツチャレンジ^{※16}」の実施

**(2) 市民の誰もが気軽にスポーツに親しめるコミュニティとしての「場づくり」など
機会の提供**

- ・すべての市民が安心してスポーツ・レクリエーションに親しめる環境整備
- ・ボッチャ^{※17}の普及を通じた障害者スポーツの振興と共生社会[※]の実現

**(3) 楽しさ、喜び、自発性にに基づき本質的な「スポーツそのものが有する価値」
(Well-being)が高まるプログラムの提供**

- ・関係部署と連携したパラスポーツや軽スポーツの普及促進
- ・鶴ウォーカーポイントカード^{※18}によるインセンティブ^{※19}の提供
- ・スマホアプリ^{※20}を活用したインセンティブの提供

【目標】

国際大会へ日本代表として出場する選手、または全国大会で優勝する選手を、年に10人程度輩出することを目指します。

(1) 地元選手の競技力向上、強化組織育成、指導者の資質向上、トップアスリート育成の取組

- ・鶴岡市スポーツ協会及び鶴岡市スポーツ強化後援会等の活動支援
- ・国際大会や全国大会で活躍できる選手の育成強化と指導者の養成並びに資質の向上
- ・競技団体等における審判員の資質向上に向けた取組への支援
- ・スポーツ表彰制度によるスポーツ活動の推進
- ・競技水準の高い各種競技大会の開催支援と協力体制の確立
- ・スポーツ活動における暴言・暴力行為の根絶やハラスメントの防止に向けた啓発及び研修会等の開催支援
- ・山形県縦断駅伝競走大会鶴岡田川チームへの支援
- ・「山形県スポーツタレント発掘事業^{※21}」への協力

(2) 本市出身トップアスリートの市内定着・回帰への環境づくり

- ・トップアスリート[※]及びその育成にあたった指導者の活躍の促進
- ・地元企業等と連携したトップアスリートのキャリアを活かした活動の支援

(3) トップチームなどの大会・合宿誘致による地元アスリートの競技意識の高揚、東京2020オリンピック・パラリンピックのレガシー(遺産)による交流の継続

- ・「国際バドミントンU16」の開催支援
- ・女子バレーボールチーム「アランマーレ」との連携
- ・プロサッカーチーム「モンテディオ山形」との連携
- ・企業・大学等の合宿誘致の推進と活動支援
- ・東京2020オリンピック・パラリンピック[※]のホストタウン[※]相手国をはじめとしたスポーツを通じた国際的な交流の推進

【目標】

計画期間内に人工芝グラウンド施設を整備し供用を開始します。
共生社会に向けて多くの市民が利用する施設のトイレ洋式化を推進します。

(1)旧鶴岡病院跡地を活用して人工芝グラウンドを整備し、共生社会のもとでの多目的利用可能な環境づくりの取組

- ・市民ニーズに沿った施設の整備充実
- ・人工芝グラウンド整備の機能充実
- ・共生社会*のもとでの施設の整備充実
- ・多目的利用可能な機能充実

(2)共生社会に向けた施設機能や利用者の安全確保を目指した既存スポーツ施設の修繕・改修

- ・指定管理者制度による適正かつ効率的な管理運営の推進
- ・共生社会に向けた施設の改修
- ・利用者の安全確保に向けた施設の修繕・改修の推進
- ・全国大会・東北大会等が開催可能となるスポーツ施設の修繕・改修の推進

(3)地域住民が利用しやすい学校体育施設を含めたスポーツ施設の有効な活用と老朽化した施設の再配置の検討

- ・学校体育施設開放などによる有効活用の推進
- ・プールや陸上競技場など老朽化した施設の再配置を含めた整備と機能充実に向けた検討
- ・市民ニーズに沿った施設整備の取組
- ・利用者ニーズに沿ったトレーニングルームの機器整備の充実
- ・市の施策として支援が必要な利用者に対する施設使用料減免の推進

【目標】

スポーツに関心がある市民の割合が、目標85%(平成30年度74.1%)となることを目指します。

(1)市民が地域で主体的な活動ができる総合型地域スポーツクラブや地域体育協会などへの支援

- ・総合型地域スポーツクラブ*の活動・自立支援
- ・学区・地区・地域体育協会などの活動支援及び主催スポーツ行事の開催支援
- ・スポーツ推進委員*の資質の向上
- ・スポーツボランティア*活動の普及促進
- ・「鶴岡市民総合体育大会」の開催支援
- ・「鶴岡市駅伝競走大会」の開催
- ・スポーツ団体の組織運営への指導

(2)子どもがスポーツを楽しめる環境としてのスポーツ少年団などへの支援

- ・幼児期からの発達過程を踏まえた身体活動の促進
- ・スポーツ少年団*活動の支援
- ・子どもたちの体力向上に向けた普及啓発
- ・「子ども夢スポーツフェスティバル in 鶴岡」の開催

(3)休日における中学校運動部活動地域移行の推進

- ・受皿となる総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団などへの支援
- ・熱中症対策・感染症対策等も含めた安全なスポーツ活動実施のための指導

(4)地域の自然や文化に触れるスポーツツーリズムによる地域活性化や市民が主体的に参画するスポーツの環境づくり

- ・「てくてく健康里山あるき*22」等ウォーキング事業の充実
- ・「市民登山」の開催支援
- ・スキー・ヨット教室等地域性を活かしたスポーツ活動の支援
- ・(一社)日本ウォーキング協会公認「みんなで歩こう！里山あるき」の開催
- ・「国際ノルディック・ウォーク in 鶴岡」の開催
- ・「ジャパンソフトバレーボール鶴岡フェスティバル」の開催
- ・全国大会・東北大会等の開催誘致
- ・「する」「みる」「ささえる」スポーツの情報発信の充実

7 具体的な取組の基本方針・施策への対応

番号	分類	具体的な取組	基本方針・施策 ※各施策は、4ページ参照													
			1. 市民の健康につながる生涯スポーツの充実			2. 地域の活力となる競技スポーツの振興			3. 充実したスポーツ施設の管理運営			4. 地域に関わるスポーツ環境の充実				
			施策(1)	施策(2)	施策(3)	施策(1)	施策(2)	施策(3)	施策(1)	施策(2)	施策(3)	施策(1)	施策(2)	施策(3)	施策(4)	
1	継続	ウォーキングの普及とスポーツに親しむ機会の充実	○	○	○								○	○		○
2	継続	障害者スポーツの普及促進		○	○			○		○			○	○		
3	新規	スマホアプリを活用したスポーツ環境づくり	○		○											
4	拡充	各種スポーツ組織団体の組織運営の充実	○			○	○					○	○		○	
5	継続	国際大会や全国大会で活躍できる選手の育成と指導体制の充実				○	○			○						○
6	拡充	アスリートの発掘・育成・定着の推進				○	○	○		○				○		○
7	継続	トップスポーツチームとの連携による地域づくりの推進				○		○		○						○
8	継続	東京2020オリンピック・パラリンピックを契機としたレガシー（遺産）による交流の推進						○					○			○
9	継続	市民ニーズに沿ったスポーツ施設の整備								○	○	○				
10	継続	既存スポーツ施設機能の維持向上						○		○	○					
11	継続	スポーツ施設の適切な管理運営の推進								○	○					
12	継続	共生社会に向けた施設環境の整備		○	○					○	○	○				
13	継続	学校体育施設等の有効活用とスポーツに親しむ場の確保								○	○	○		○	○	
14	新規	老朽化した施設の再配置の検討								○	○					
15	継続	総合型地域スポーツクラブの活動充実	○	○									○	○	○	
16	継続	学区・地区・地域におけるスポーツ・レクリエーション活動の推進	○	○	○								○			
17	継続	スポーツボランティア活動と地域におけるスポーツ指導の普及・促進				○							○	○	○	
18	継続	幼児期の運動遊びと子どものスポーツに親しむ機会の創出											○	○		
19	継続	スポーツ少年団活動の充実											○	○	○	
20	拡充	休日における中学校運動部活動地域移行の推進				○						○	○	○	○	
21	継続	地域資源を活かしたスポーツの取り組みやスポーツツーリズムによる地域活性化の推進				○		○								○
22	継続	「する」「みる」「ささえる」スポーツの情報発信の充実	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

8 具体的な取組の内容

取組1 ウォーキングの普及とスポーツに親しむ機会の充実

スポーツによる市民の健康増進・体力づくりを目的として、市民が日常の生活の中で楽しみながら運動に取り組めるように「つるおかスポーツチャレンジ※」を実施するとともに、健康長寿社会を実現するため、気軽に取り組めるウォーキングの普及を図ります。

地域の特色ある文化や豊かな自然を活用し開催している「てくてく健康里山あるき※」などのウォーキング事業では、「鶴ウォーカーポイントカード※」によるインセンティブ※を提供し、また参加したくなるしほみを継続して行います。

また、身近な地域において市民同士の交流の場となっている、スポーツ・レクリエーション教室、市民登山、スキー・ヨット教室等の地域の特性を活かしたスポーツ活動を支援し、スポーツに親しむ機会の充実を図ります。

更に、スマホアプリ※を活用したインセンティブを提供する取組について、市民や市内事業所等への普及啓発を行い、健康づくりを目的として、スポーツになかなか取り組めない傾向にある働き世代への動機づけを図るとともに、スポーツ実施率の向上及び運動習慣の定着化につながる取組を推進します。



ウォーキングイベント
「みんなで歩こう！里山あるき」

取組2 障害者スポーツの普及促進



ボッチャ競技の普及促進

年齢や性別、障害の有無に関わらず、誰もが「する」「みる」「ささえる」スポーツの価値を享受し、様々な立場・状況にある人と「ともに」スポーツを楽しめる環境を構築することは、スポーツを軸とした共生社会※の実現へと繋がるものです。

東京2020オリンピック・パラリンピック※のホストタウン※事業を契機として、普及啓発に取り組んできたボッチャ※を主体とした障害者スポーツの体験会を開催し、子どもから高齢者まで幅広い参加を通し

て市民の関心を高め、障害者スポーツへの理解と参加促進を図ります。

また、障害者のニーズや意欲に合ったスポーツ機会を提供できるよう、他市町村の先進事例を収集するとともに、関係団体との連携・協働により、障害の有無に関わらず参加できるスポーツイベントの創出に取り組みます。

取組3 スマホアプリを活用したスポーツ環境づくり《新規》

スマホアプリ※LINEなどを活用し、市民がスポーツに参加しやすい環境づくりと運動習慣の定着化を推進します。

急速なデジタル化が進み、9割の方がスマートフォンなどを所有していると言われ、生活に欠かせないものとなりつつあり、健康づくりを意識して歩数計機能を活用している方も多くいます。スポーツのイベント情報をスマホアプリ等のSNSで広く市民に発信し、手元のスマホで申込を完結できることで、より参加しやすい環境づくりに取り組みます。

また、普及に力を入れてきたウォーキングでは、ウォーキングイベントに参加すると「鶴ウォーカーポイントカード※」にポイントが付与され、たまったポイントにより記念品の受け取りができるものや、期間を設定してスポーツに取り組む「つるおかスポーツチャレンジ※」があり、取組の達成後に抽選で記念品を提供しています。

新たにスマホアプリを活用した取組として、日々の活動に応じてポイントがたまると記念品の受け取りができるインセンティブ※を設定します。スポーツになかなか取り組めない傾向にある働き世代へスポーツに親しむきっかけを創出するとともに、事業所等への普及啓発を行い、働き世代のスポーツ実施率向上を目指します。たまったポイントをアプリで確認でき、取組の努力により記念品をもらえる楽しみが待っていることで、自然と歩く習慣が身につき、スポーツを継続して実施することにより健康寿命の延伸が期待されます。この取組を健康部門などの関係部署と連携しながら推進していきます。

取組4 各種スポーツ組織団体の組織運営の充実《拡充》

競技団体をはじめ各種スポーツ組織団体では、指導者の高齢化や少子化によるアスリート※の減少、人口減少による会員や活動資金の減少などにより、組織運営基盤が弱体化しつつあります。

そのために、各種スポーツ団体の指導者に対して、資格取得やトップアスリート育成のためのキャリア形成について支援を行うとともに、スポーツ活動における熱中症対策・感染症対策や暴言・暴力行為の根絶やハラスメント防止に向けた安全な活動のための研修や啓発により資質向上を図ります。アスリートに対しては、鶴岡市スポ

一つ強化後援会による支援や鶴岡市スポーツ協会による成績優秀者の表彰活動などを中心に進めます。

また、競技団体へは、競技水準の高い大会の開催支援や開催に必要な審判員等への資質向上を含めた育成支援に取り組むとともに、組織の法令遵守の取組を推進します。

会員や活動資金の減少に対しては、スポーツ施設利用への支援を行い、活動環境の充実に取り組みます。

取組5 国際大会や全国大会で活躍できる選手の育成と指導体制の充実

東京2020オリンピックでは、本市出身選手が活躍したことで市民に大きな感動と勇気を与えてくれました。こうしたオリンピックをはじめとする国際大会・全国大会等で活躍できる選手を育成するため、鶴岡市スポーツ協会、鶴岡市スポーツ強化後援会及び競技団体が行う各種強化事業等を支援します。

鶴岡市スポーツ協会では、加盟する競技団体と連携してジュニア育成のためのスポーツ教室への開催支援、指導者養成や競技力向上の取組を行っています。さらにスポーツ関係で功績があった者や各競技の上位大会で優秀な成績を収めた選手を体育功労者として表彰し、活躍した選手の士気を高めています。

鶴岡市スポーツ強化後援会では、アスリート*育成強化事業や競技団体の指導者養成事業への支援、上位大会出場者への激励に関する事業を行い、競技力の向上を図っています。また、トップレベルで活躍できるアスリートの輩出を目指した「山形県スポーツタレント発掘事業*」へ引き続き協力します。

トップレベルの競技を身近で観戦または出場する機会を提供することは、地域の活性化や競技の普及とともに、地元選手の競技力向上につながることから積極的な誘致へ取り組みます。

ジュニアからユース世代まで、一貫したアスリートの育成と競技力向上のために、指導者並びに審判員の養成や資質の向上を推進します。また、スポーツボランティア*活動の普及や、本市出身のトップアスリート及びその育成にあたった指導者の活躍を促進できる環境づくりに取り組みます。

取組6 アスリートの発掘・育成・定着の推進《拡充》

アスリート*の発掘・育成・定着を一連の流れとして取組を進めます。スポーツ少年団*などの活動を支援することにより、発達期のスポーツ活動を進めるとともに、発達期からのアスリート発掘のため「山形県スポーツタレント発掘事業*」へ引き続き協力します。

選手育成の取組として、「山形県縦断駅伝競走大会鶴岡田川チーム」など、競技団

体と連携した活動を支援することにより、国際大会出場や全国大会優勝などのトップアスリートを輩出できるような育成強化を進めます。

また、トップアスリート育成のノウハウを活用した指導者養成を進め、資質向上を図ります。更に、アスリートへの動機づけとなるように、鶴岡市スポーツ強化後援会による活動支援及び鶴岡市スポーツ協会による表彰制度の推進や、「国際バドミントンU16」などの国際大会や全国大会・東北大会等の競技水準の高い大会の開催誘致を推進します。

トップアスリートの回帰・定着として、活動環境を創り出すために地元企業などと連携した取組を進めます。また、引退後に指導者として活動できる環境づくりへの支援に取り組めます。



小川瑛次郎選手（羽黒高）

©FIBA

取組7 トップスポーツチームとの連携による地域づくりの推進



上林大誠選手（モンテディオ山形）
鶴岡市出身 ©MONTEDIO YAMAGATA

山形県内に拠点を置いてホームゲームを開催しているトップスポーツ*チーム（モンテディオ山形、プレステージ・インターナショナルアランマーレ、パストラボ山形ワイヴァンズ、東北楽天ゴールデンイーグルス）や、鶴岡市ゆかりのトップアスリートの活躍は、多くの市民に一体感の醸成と地元に対する誇りや感動を与えるものであり、スポーツへの関心や競技力の向上が期待されるなど、スポーツ振興の推進にあたり重要な要素となります。

このため、トップスポーツチームによる子ども向けの体験教室の開催や各種イベント等への参加、またホームゲームの観戦機会の周知など、様々な連携を推進し、市民がより競技水準の高いスポーツに親近感を持てるよう、元気なまちづくりに取り組めます。

取組8 東京2020オリンピック・パラリンピックを契機としたレガシー(遺産)による交流の推進

東京2020オリンピック・パラリンピック※において、鶴岡市がホストタウン※となった「ドイツ連邦共和国」と「モルドバ共和国」の両国と、引き続きオリンピック・パラリンピックレガシー(遺産)による、人的・経済的・文化的な国際交流の継続を推進します。

また、スポーツを通じたオンラインによる交流、障害者スポーツによる交流、高校生の相互交流など幅広い国際交流活動を実施し、地域間の相互理解を深め、地元の友好協会と連携を図りながら人材交流を推進します。



スポーツ少年団の日独同時交流2023受入事業

取組9 市民ニーズに沿ったスポーツ施設の整備

旧鶴岡病院跡地活用による人工芝グラウンド施設については、共生社会※のもとでの多目的利用可能な環境づくりに取り組み、供用開始に向けて整備を進めます。

多くの市民が利用している既存スポーツ施設については、市民ニーズに沿った機能維持の取組を進め、照明のLED化による利用者の安全確保、全国大会・東北大会等が開催できるための施設の修繕・改修を推進します。また、利用者ニーズに沿ったトレーニングルームの機器整備の充実にも取り組みます。

物価高騰による光熱水費や燃料費等の値上がりに対応するため、再生可能エネルギーの導入など設備の適切な更新計画を検討します。

取組10 既存スポーツ施設機能の維持向上

既存スポーツ施設は、開設から25年以上経過したものが多くなってきており、利用者の安全確保ができるように効率的な維持向上を図ります。

施設機能の維持及び利便性の向上や市民が安全・安心にスポーツに親しむことができる環境整備を図るため、優先度を策定して、施設の修繕・改修を推進します。

また、全国大会・東北大会等や女子バレーボールチーム「プレステージ・インターナショナルアランマーレ」等のトップチームのホームゲーム開催が可能となるよう、施設機能を維持するための修繕・改修を進めます。

取組 1 1 スポーツ施設の適切な管理運営の推進

スポーツ施設の運営は、経年による老朽化や熱中症対策・感染症対策等への対応により、業務が増大しており、これまで以上に効率的な管理運営が求められています。

また、利用者が安全・安心に施設利用ができるように、指定管理者制度等による効率的な管理運営を推進します。

取組 1 2 共生社会に向けた施設環境の整備

共生社会*に向けて、スポーツ施設の利便性向上を進めるためにトイレ洋式化などのバリアフリー*²³化として、施設の修繕・改修に取り組む必要があります。

東京2020パラリンピックにおいて、ホストタウン*となったことを契機に普及が進んだポッチャ*²⁴などを含めた、障害者スポーツの振興やパラスポーツの普及をより一層進めるために、施設のバリアフリー化に取り組むとともに、バリアフリースイッチ*²⁴の機能充実にも取り組みます。

今後、共生社会の進展により、支援が必要な利用者に対する施設使用料減免を推進します。

取組 1 3 学校体育施設等の有効活用とスポーツに親しむ場の確保

学校体育施設等については、地域のスポーツ環境の充実と生涯スポーツ*²⁵の振興に貢献できる身近な施設として、スポーツ少年団*や地域のスポーツ団体を中心に利用されており、学校ごとに運営組織を設置して、運営しています。

特に小中学校体育館においては、利用者数が減少傾向にあることから、有効活用を図る必要があります。休日の中学校部活動地域移行においても、適切に利用できるように取組を進めます。

スポーツ活動については、スポーツ種目数の増加に伴い市民のスポーツ活動が多様化しています。今後、整備される人工芝グラウンドの施設に多目的利用可能なエリアやウォーキングコースを設けるなど、市民が気軽にスポーツに親しめる場所を整備します。

また、総合型地域スポーツクラブ*や地域体育協会等の、地域のスポーツ活動に取り組む団体が、身近な地域で活動できるよう支援します。

取組14 老朽化した施設の再配置の検討《新規》

スポーツ施設の適正配置についての検討を進めるため、利用者の安全確保や市民ニーズに沿った、適切な計画の検討を進めます。

特に、プールや陸上競技場等の老朽化した施設については、再配置を含めた整備や機能充実に向け、将来のスポーツ施設のあり方の検討を進めます。

取組15 総合型地域スポーツクラブの活動充実

総合型地域スポーツクラブ*は、子どもから高齢者まで(多世代)、様々なスポーツを愛好する人々が(多種目)、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる(多志向)という特徴を持ち、地域住民によって自主的・主体的に運営されています。



くしびきスポーツクラブ「フレイル予防教室」

各クラブともに設立より10年以上経過し、事業費補助の終了や新規会員の減少などにより財源確保が難しい状態が続いております。身近な地域で気軽にスポーツに親しむきっかけづくりや、住民の誰もが安心・安全にスポーツに取り組めるよう、持続可能な総合型地域スポーツクラブの活動及び自主運営体制の強化を支援します。

地域内の各団体や人材との連携による多世代の住民のニーズに応えられる活動メニューの開発と提供、会員加入に向けた広報、自主財源確保等の取り組みを促進するとともに、各クラブ間の情報共有や関係団体との連携体制の構築、スポーツ団体の組織運営の指導促進を支援します。加えて、子育て・教育・健康・福祉などの各行政部署間においても、連携した育成支援に努め、子どもの体力向上のための普及啓発や住民がともに交流しながらスポーツ活動を楽しめる環境の充実を図ります。

また、休日の中学校部活動地域移行については、それぞれの状況に合わせた受け入れを支援するとともに、新たに総合型地域スポーツクラブの立ち上げを検討している団体に対し、山形県広域スポーツセンター**26と連携し、設立に向けた支援を行います。

取組 1 6 学区・地区・地域におけるスポーツ・レクリエーション活動の推進

各学区・地区・地域において、すべての市民が安心してスポーツ・レクリエーション活動^{※27}に親しめる環境を整えます。市民が身近な地域で気軽にスポーツに親しむきっかけづくりができるよう、鶴岡地区体育協会連絡協議会加盟団体及び鶴岡市レクリエーション協会が実施するスポーツ・レクリエーション教室の開催や、各地域の体育協会等の活動を支援するとともに、ボッチャ[※]やモルック^{※28}などのユニバーサルスポーツ^{※29}の普及促進により、参加者同士がともに活動し、繋がりを感じながらスポーツを楽しめる活気のある地域づくりを推進します。

これまで各地域で実施している「てくてく健康里山あるき[※]」やその他のウォーキング事業については、当該地域だけでなく全地域のスポーツ推進委員[※]の参画を促し、事業の活性化及びスポーツ推進委員の資質向上を図ります。また、市内で行う各種ウォーキング事業を含む多様なスポーツイベントの開催を通して、活動するスポーツ推進委員[※]の資質の向上やスポーツボランティア[※]活動の普及、各スポーツ団体の組織運営の健全化を推進します。

取組 1 7 スポーツボランティア活動と地域におけるスポーツ指導の普及・促進

学区・地区・地域の体育協会等の活動や市内で行われる全体的なスポーツイベントなどの開催を支援するために情報を発信し、市民が気軽にスポーツボランティア[※]活動に参画できる環境づくりに努めます。

アスリート[※]の自主性・自律性を育成するためには質の高い技術が求められることから、地域におけるスポーツ指導の普及・促進を図るため、公認スポーツ指導者制度（日本スポーツ協会）等の講習への参加を促し、指導者の養成と各競技団体等における審判員の資質向上に取り組むとともに、休日の中学校部活動地域移行について各団体の取組を支援します。

また、各種研究大会やスポーツ研修会などへの参加を通して、市民のニーズを踏まえたスポーツのコーディネーターの役割を担うスポーツ推進委員[※]の資質の向上に努め、各地域でのスポーツ活動の活性化と指導者の充実を図ります。

取組 1 8 幼児期の運動遊びと子どものスポーツに親しむ機会の創出

幼児期における運動遊びは、子どもたちの発育・発達において、生涯にわたる運動全般の基本的な動きの習得、やる気や集中力、社会性や認知的能力等の発達にも良い影響を与える重要な要素となります。

幼児が日常生活の中に運動を取り込むきっかけづくりとして、「子ども夢スポーツフェスティバル in 鶴岡」などの親子で楽しめる子ども向けのスポーツイベントの開催や、スポーツ施設の無料開放デーを設け、広い施設で日頃体験できないニュースポーツ※³⁰などの運動遊びを通じて、体を動かすことの楽しさを実感できるような機会を創出します。



子ども向けイベント
「子ども夢スポーツフェスティバル in 鶴岡」

取組 19 スポーツ少年団活動の充実

子どもたちが生涯を通じてスポーツに親しむ「入口」の役割を担うとともに、野外活動やレクリエーション活動、社会活動、文化活動等を通して、青少年の心身の健全育成と地域づくりに大きく寄与しているスポーツ少年団※の活動を支援します。

近年は、少子化や子ども・保護者のスポーツニーズの多様化により、団員数が減少しています。単位団の統合や小学校区を超えた広域化の傾向も見られる中、地域に

における子どもたちのスポーツ機会を充実させ、団員の自発性を尊重しながら持続的なスポーツ環境を構築していく必要があります。また、休日の中学校部活動地域移行については、それぞれの状況に合わせた受け入れや活動支援を推進します。

今後は、総合型地域スポーツクラブ※との連携・協働などを検討するとともに、地域のスポーツニーズに合わせたスポーツ少年団活動の充実を推進します。



稲穂サッカースポーツ少年団社会活動
東日本大震災被災地復興記念交流事業2023

取組 20 休日における中学校運動部活動地域移行の推進《拡充》

休日の中学校運動部活動地域移行の受皿となる総合型地域スポーツクラブ※やスポーツ少年団※、競技団体等育成として、補助制度を設けて団体・保護者等の負担軽減や施設使用料の減免を行います。

また、これらの団体が充実したスポーツ活動を行えるように、学校体育施設開放の

有効活用やスポーツボランティア※活動の普及促進に取り組みます。

更に、団体の指導者育成のため資格取得支援をはじめ、資質向上の取り組みとして熱中症対策・感染症対策等を含めた安全なスポーツ活動のための指導や、暴言・暴力行為の根絶やハラスメント防止に向けた啓発に取り組みます。

取組 2 1 地域資源を活かしたスポーツの取り組みやスポーツツーリズムによる地域活性化の推進

普及に力を入れ、市民が親しみながら30年以上取り組んでいる「ウォーキング」のイベントの充実や市民登山、スキー、ヨット等の地域資源を活かしたスポーツ活動を支援します。

「みんなで歩こう！里山あるき」、「国際ノルディック・ウォーク in 鶴岡」、「ジャパンソフトバレーボール鶴岡フェスティバル」など市内外から集客するイベントの開催、スポーツ団体が中心となり競技水準の高い国際レベルの大会・全国大会・東北大会等の誘致及び開催支援を行うことで、市外からの交流人口が拡大することによる地域経済の活性化を図ります。



ビーチノルディック発祥の地 湯野浜
「国際ノルディック・ウォーク in 鶴岡」

加えて、イベントを通じて地域資源のPRを行うとともに、市民の参画・交流を通して地域コミュニティの維持・再生を図り、スポーツツーリズム※による地域活性化を推進します。

また、山形県スポーツコミッション※³¹と連携して、競技水準の高い各種競技大会の開催支援や合宿等の受け入れ環境に関する情報を発信し、誘致に取り組みます。

取組 2 2 「する」「みる」「ささえる」スポーツの情報発信の充実

年齢、性別、障害の有無に関わらず、誰もがライフステージ※³²に応じたスポーツの「する」「みる」「ささえる」という様々な形での自発的な参画を通じて、スポーツに関わる機会を得ることができるよう、SNSなどデジタル活用を含めた情報発信を行います。

それに加えて、国が新たな視点とした「つくる、はぐくむ」「あつまり、ともに、つながる」「誰もがアクセスできる」を踏まえ、各関係団体やスポーツ施設などそれぞれの役割を果たしながら、互いに連携し、市民が知りたいスポーツ情報を得やすい環境を整備し、スポーツを「する」「みる」「ささえる」ことを実現できる社会を目指します。

9 用語集 ※

1 スポーツ基本法

昭和36年に制定されたスポーツ振興法(昭和36年法律第141号)を50年ぶりに改正し、スポーツに関して、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めるものとして、平成23年に制定されたもの。

2 東京2020オリンピック・パラリンピック

令和3年(2021年)7月23日から9月5日まで東京を中心に開催されたスポーツ競技大会。この大会に出場したモルドバ共和国のアーチェリー・柔道・ハンマー投、ドイツ連邦共和国のボッチャの選手・関係者が両国のホストタウンである鶴岡市で事前合宿を行った。

3 ホストタウン

全国各地の自治体が、オリンピック・パラリンピック競技大会に参加する国や地域の「おもてなし」役になり、選手の事前合宿や相手国の文化を知るイベントを通して、大会を盛り上げていくだけでなく、大会後もさまざまな形で交流を深めていこうという国を挙げた取り組み。

4 スポーツ基本計画

スポーツ基本法の理念を具体化し、今後の我が国のスポーツ施策の具体的な方向性を示すものとして、国、地方公共団体及びスポーツ団体等の関係者が一体となって施策を推進していくための重要な指針として位置づけられるもの。

5 PDCAサイクル

管理業務を円滑に進める手法の一つ。Plan(計画)→Do(実行)→Check(評価)→Action(改善)の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善するもの。

6 トップスポーツ

各競技において、最高の水準と認められているもの。

7 スポーツボランティア

地域におけるスポーツクラブやスポーツ団体において、報酬を目的としないで、クラブ・団体の運営や指導活動を日常的に支えたり、地域スポーツ大会やスポーツイベント等に進んで協力したりして、スポーツ活動を支える人のこと。

8 スポーツ推進委員

平成23年8月に施行されたスポーツ基本法によって、それまでの「体育指導委員」が「スポーツ推進委員」と改称された。スポーツ推進のための事業の実施に係る連絡調整やスポーツの実技指導、その他スポーツに関する指導及び助言などを行う。同法第32条に基づき市町村教育委員会が委嘱する委員で任期2年の非常勤公務員。

9 スポーツ少年団

青少年にスポーツの喜びを提供し、こころとからだを育てるとともに、スポーツ活動を通じて地域づくりに貢献することを理念として掲げる日本最大の青少年スポーツ団体。

10 学校体育団体

鶴岡市小学校体育連盟、田川地区中学校体育連盟及び庄内地区高等学校体育連盟。

- 11 総合型地域スポーツクラブ
「多世代」「多種目」「多志向」を活動の基本とし、身近な地域でスポーツに親しむことのできる、地域住民が自主的・主体的に運営する地域に根差したスポーツクラブ。
- 12 Well-being^{ウェルビーイング}
身体的、精神的に健康な状態であるだけでなく、社会的・経済的に良好で満たされている状態。
- 13 アスリート
競技スポーツ選手。特にその競技で最高水準が認められている選手をトップアスリートという。
- 14 共生社会
障害の有無や性別、年齢等に関わらず、すべての人がお互いの人権(私たちが幸福に暮らしていくための権利)や尊厳(その人の人格を尊いものと認めて敬うこと)を大切に、支え合い、誰もが生き生きとした人生を送ることができる社会。
- 15 スポーツツーリズム
プロスポーツなどの観戦やマラソン、ウォーキングなどのスポーツイベントへの参加を目的とし、開催地周辺の観光とを組み合わせた旅行スタイル。旅行者が全国各地でもスポーツに親しめるような環境の整備や提供も含まれる。
- 16 つるおかスポーツチャレンジ
市民または団体、企業単位で手軽な運動に取り組み、目標達成者に抽選で記念品を進呈する事業。
- 17 ボッチャ
ヨーロッパで生まれた重度脳性麻痺者もしくは同程度の四肢重度機能障害者のために考案されたスポーツで、パラリンピックの正式種目。ジャックボール(目標球)と呼ばれる白いボールに赤・青のそれぞれ6球ずつのボールを投げたり、転がしたり、他のボールに当てたりして、いかに近づけるかを競う。
- 18 鶴ウォーカーポイントカード
「つるおかのウォーキングイベント情報」に掲載されているイベントに参加すると「鶴ウォーカーポイントカード」にポイントが付与される。ポイント達成によりさまざまな記念品をもらうことができる。
- 19 インセンティブ
行動を促す「刺激・動機・励み・誘因」を意味し、ウォーキングイベント参加やつるおかスポーツチャレンジを継続的に実施する意欲を促すための報奨。
「鶴ウォーカーポイントカード」のポイントを貯めて、ポイント達成ごとに記念品をもらうことができ、ウォーキングイベントにまた参加したくなることや、「つるおかスポーツチャレンジ」に参加し、目標達成者の中から抽選で記念品が当たり、継続して運動を実施するという機運を高めるもの。
- 20 スマホアプリ
アプリとは「アプリケーション」の略で、スマホのアプリケーションとは、メールや電話、LINEなど、スマホ専用のソフトウェアのこと。
- 21 山形県スポーツタレント発掘事業(YAMAGATAドリームキッズ)
オリンピックや国際大会などトップレベルの大会で活躍する選手を輩出するために山形県スポーツタレント発掘事業実行委員会が行う、ジュニアアスリートの発掘・育成事業。オリンピック選手やオリンピック選手を育てた指導者等もその指導にあっている。

22 てくてく健康里山あるき

鶴岡市とコース地元の実行委員会等が実施しているウォーキングイベント。適度な高低差がある里山を、自然に親しみながら歩くもの。

23 バリアフリー

障害者や高齢者が社会生活をする上で、障壁(バリア)となるものを除去するという意味。

24 バリアフリースイレ

障害者や高齢者等の利用に適正な配慮が必要なトイレの総称。

25 生涯スポーツ

健康の保持・増進やレクリエーション、コミュニケーション、競技力の向上など、その目的はさまざまであるが、生涯にわたってスポーツに親しみ、関わっていくこと。気軽に親しめるスポーツのこと。

26 山形県広域スポーツセンター

地域のスポーツ活動の拠点となる総合型地域スポーツクラブの創設・育成等を支援するとともに、圏内における生涯スポーツ全般を効率的に支援し、山形県の生涯スポーツ振興を図ることを目的とした組織。

27 スポーツ・レクリエーション活動

心身の健全な発達、生きがいのある豊かな生活の実現等のために行われるハイキング、サイクリング、キャンプ活動その他の野外活動及びスポーツとして行われるレクリエーション活動。

28 モルック

フィンランドのカレリア地方の伝統的なキイッカというゲームを元に、フィンランドのトゥオテレンガス社によって1996年に開発されたスポーツ。モルック(投げる棒)を投げて倒れたスキットル(木製のピン)の内容によって得点を加算していき、先に50点ぴったりになるまで得点を競う。

29 ユニバーサルスポーツ

年齢、性別、障害の有無やスポーツの得意・不得意等に関わらず、その場にいる誰もが一緒に楽しめるスポーツ。

30 ニュースポーツ

20世紀後半以降に新しく考案されたスポーツで、年齢や体力に関わらず誰もが楽しめるスポーツです。競い合うことよりも「楽しむ」ことが重視され、ルールがやさしく初心者でも楽しめる。

31 山形県スポーツコミッション

国内外からのスポーツ大会、合宿等の誘致や受入支援、スポーツ施設・スポーツ大会に関する情報や文化・観光資源に関する情報の発信を行い、スポーツへの参加やスポーツ観戦・応援と、観光・温泉・文化などの地域資源を組み合わせた取り組みである「スポーツツーリズム」などとスポーツを核にした交流により地域活性化を図ることを目的とした組織。

32 ライフステージ

人生の一生において節目となる出来事(出生、入学、卒業、就職、結婚、出産、子育て、退職等)によって区分される生活環境の段階のこと。

10 計画策定の経過及び鶴岡市スポーツ推進審議会名簿

第2期鶴岡市スポーツ推進計画策定の経過

期 日 ・ 期 間	内 容
令和5年5月26日 ～6月20日	スポーツの実施状況等に関するアンケート調査
令和5年8月25日(金)	第1回鶴岡市スポーツ推進審議会 ・鶴岡市スポーツ推進審議会へ諮問 ・鶴岡市スポーツ推進計画(後期)の評価・検証について ・第2期スポーツ推進計画策定に向けた見直し方針について
令和5年10月31日(火)	第2回鶴岡市スポーツ推進審議会 ・第2期鶴岡市スポーツ推進計画後期改定計画(素案)について
令和5年12月20日(水)	鶴岡市教育委員会定例会意見聴取
令和6年1月30日(火)	第3回鶴岡市スポーツ推進審議会 ・第2期鶴岡市スポーツ推進計画(案)について
令和6年2月14日(水)	鶴岡市スポーツ推進審議会から答申
令和6年2月●日～●日	パブリックコメントを実施
令和6年3月●日(●)	鶴岡市教育委員会定例会 計画策定

鶴岡市スポーツ推進審議会名簿 (任期:令和4年3月1日から令和6年2月29日まで)

役 職	氏 名	所 属 団 体 ・ 役 職
会 長	村 田 久 忠	鶴岡市スポーツ少年団本部 本部長
副会長	山 本 益 生	NPO 法人鶴岡市スポーツ協会 会長
委 員	高 橋 健 彦	鶴岡商工会議所 専務理事
委 員	齋 藤 隆	元オリンピック選手 元山形県教育庁スポーツ保健課長
委 員	佐 藤 祐 司	鶴岡信用金庫 理事長
委 員	里 見 研	鶴岡市小学校体育連盟 会長
委 員	和 田 恭 司	田川地区中学校体育連盟 会長
委 員	難 波 理	庄内地区高等学校体育連盟 会長
委 員	丸 山 春 男	鶴岡市スポーツ推進委員会 会長
委 員	佐 藤 利 浩	NPO 法人鶴岡市スポーツ協会 専務理事
委 員	鎌 田 博 子	鶴岡市レクリエーション協会 理事
委 員	佐 藤 真 紀	ふじしまスポーツクラブ クラブマネージャー
委 員	佐 藤 しおり	鶴岡フィットネス協会 会長
委 員	川 野 二三男	鶴岡地区体育協会連絡協議会 会長
委 員	佐 藤 満 子	鶴岡市身体障害者福祉協会 会長

鶴岡市スポーツ推進審議会条例

平成23年9月28日

条例第31号

鶴岡市スポーツ振興審議会条例（平成17年鶴岡市条例第269号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 スポーツ基本法（平成23年法律第78号。以下「法」という。）第31条の規定に基づき、鶴岡市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 審議会は、法第35条に規定するもののほか、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して教育委員会に建議する。

- (1) 法第10条第1項に規定する地方スポーツ推進計画に関すること。
- (2) スポーツ施設及び設備の整備に関すること。
- (3) スポーツの指導者の養成及びその資質の向上に関すること。
- (4) スポーツ事業の実施及び奨励に関すること。
- (5) スポーツ関係団体の育成に関すること。
- (6) スポーツの技術水準の向上に関すること。
- (7) スポーツによる事故の防止に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関すること。

（組織）

第3条 審議会は、15人以内の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) スポーツ関係団体の代表者

（任期）

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要に応じ、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

（庶務）

第7条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の鶴岡市スポーツ振興審議会条例に規定する鶴岡市スポーツ振興審議会（以下「旧審議会」という。）の委員である者は、この条例の施行の日に、第3条第2項の規定により、審議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、第4条の規定にかかわらず、旧審議会の委員としての任期の残任期間とする。

第2期鶴岡市スポーツ推進計画

令和6年3月策定

鶴岡市教育委員会スポーツ課

〒997-0825 山形県鶴岡市小真木原町2番1号

TEL：0235-25-8131 FAX：0235-25-8134

Mail：sports@city.tsuruoka.yamagata.jp